

UAゼンセン 死亡弔慰金・高度障害見舞金

L会員

S会員

共済会会員本人およびその家族が死亡したときに、UAゼンセン共済基金から死亡弔慰金が給付されます。また、共済会会員本人が疾病・傷害により高度障害状態になった場合にはお見舞金が給付されます。

● 会員本人が死亡もしくは高度障害状態になった場合 600万円^{※1}

〈本人死亡における給付加算〉^{※2}

配偶者や扶養家族がいる場合は、次の通り加算されます。高度障害見舞金の場合は加算はありません。

- 配偶者がいる場合 200万円
- 配偶者を除く扶養家族 1人につき 100万円

※ただし配偶者を除く扶養家族は2人が上限。

● 配偶者が死亡したとき 100万円^{※1}

● 子女(妊娠4か月(85日)以上満23歳未満のお子さま、または会員の収入によって生計を維持していたお子さま)が死亡したとき 20万円

※1 本人・配偶者の死亡もしくは高度障害状態になった時の年齢が66歳以上の場合、給付金額が異なります。

※2 年齢により、給付制限がある場合があります。

※ 業務中または組合活動中による死亡については10割増になる場合があります。

※ 高度障害状態とは、障害基礎年金・障害厚生年金の1級・2級、もしくは労災保険障害等級の1級から3級に認定された場合となります。

※ 高度障害見舞金給付後5年以内に死亡した場合は、給付加算のみとなります。



共済会にご相談ください。